

角田市新中学校整備事業手法検討業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

角田市新中学校整備事業手法検討業務

2 業務目的

本業務は、「角田市新中学校整備基本計画」をもとに、新中学校整備等を効率的かつ効果的に実施するために、民間活力の導入可能性について調査し、最適な事業手法を選定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4 新中学校建設の施設内容

別添「角田市新中学校整備基本計画」のとおり

5 業務の内容

事業手法検討業務

(1) 前提条件の整理

上記4の内容を踏まえ、課題や諸前提を把握するとともに、関連する法制度について整理を行う。また、本事業において活用可能性のある補助金等についても検討する。

(2) 事業手法の検討

本事業において、適応しうる事業手法について整理し、比較検討したうえで、本事業に適した事業手法を設定すること。

(3) 事業スキームの検討

民間活力を導入する事業の業務範囲を設定し、事業方式、事業類型について、資金調達方法を含め検討を行うとともに、事業期間を設定すること。

本事業におけるリスクを選び出し、官民の適切なリスク分担について検討すること。

サウンディング調査等の結果を踏まえ、実現可能性の高い事業スキームにすること。

(4) サウンディング調査等の実施

民間事業者の本事業への参加意向を把握するとともに、想定する事業内容や事業スキームに関する意見を聴くため、サウンディング調査やアンケート調査を実施し、事業への関心度や事業参画のための条件、民間事業者のノウハウ活用が期待される点等を把握・整理すること。

なお、サウンディング調査及びアンケート調査については、調査の精度を上げるため、それぞれ10者以上への調査を行うものとする。

(5) VFMの算定

従来型の事業手法で本事業を実施した場合のLCC（ライフサイクルコスト）であるPSCを算定し、民間活力導入により実施した場合のLCCと比較し、VFMを算定すること。

(6) 総合評価

定性的な評価を踏まえ、本事業における民間活力導入可能性について総合的に評価すること。

(7) 課題等の整理

事業化に向けたスケジュールを作成するとともに、課題があれば整理すること。

6 打合せ等の実施

本業務を実施するうえで必要となる打合せを、適宜実施する。

7 成果及び提出部数

受託者は、業務内容を取りまとめた成果物を次のとおり提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 事業手法検討業務報告書 正副2部

(3) 事業手法検討業務報告書概要版（公表用）正1部

(4) 上記(2)及び(3)に関する電子データ 一式

8 留意事項

(1) 業務の履行にあたり、関係法令及び市の条例等を遵守すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに本市に報告し、最善の処理を行わなければならない。

また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が自己の責任において一切

を処理するものとする。

- (4) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正その他の必要な措置を行うものとし、その経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 本業務の成果品は、全て本市に帰属するものとし、受託者は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。また、成果品の作成において、他の個人、団体等の資料を引用又は転用する場合、受託者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その承諾を得なければならない。